

多度津町農業委員会議事録

令和5年3月17日午前8時57分より午前10時30分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（7名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
7番委員	村井文教
8番委員	宮武良充

欠席委員

推進委員（1名）

6番委員

池田一普

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	植松 肇
主任主事	中西 祐太

審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

ちょっと時間は早いですけど、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、池田推進委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日は、農業委員14人中14人が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。

議長

それでは、早速ですけども、いつもどおり最初に署名委員の指名を私のほうからさせていただきたいと思います。

5番の横關委員さん、それから6番の斯波委員さん、よろしく願います。

続きまして、昨日の小委員会の報告を宮武推進委員さんのほうからよろしくお願いいたします。

宮武委員

昨日、会長、副会長並びに篠原委員と私、及び事務局にて小委員会を開催いたしました。議案の第1号から第3号につきましては、事務局から説明を受け、小委員会で話し合いました。その他において報告を受けたものがありまして、そのことについてはまた直接議長のほうから報告があると思います。

まず、第1号議案につきましては、それぞれの案件を見させていただきました。適正であると判断をすることになりました。

第2号議案、これは1と2、2つありますが、1番につきましては、田んぼを買われる方がその隣接してる田んぼでも米を作られておりまして、苗のほうもJAのほうへ既に発注しておる、また新しい田植機も発注しており、適正であるという判断に至りました。

また、第2番のほう、これは宇多津のほうのブドウ畑が急斜面にあります。これもちょっとブドウ自体、あるいは棚自体に劣化がありますが問題なく、2件とも適正であると判断いたしました。

第3号議案、これも内容につきましては適正であるとの判断になりました。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

ただいま昨日の小委員会の報告をいただきましたけども、これにつきまして何かご意見等がありましたらよろしくお願ひします。

(なし の声あり)

特にないようですので、それでは議案のほうの審議を行いたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号7番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号6番で解約した農地につきましては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約をしたものです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、皆様方のご意見、ご質問等をお聞きする前に、恒例ですけども、No.6の案件につきましては、戦前からの小作地で合意解約というふうなことで、この件の参考になることがありましたら、地元の西山委員さんのほうからよろしくお願ひしたいのですけども。

13番委員

この案件につきましては、借受人から申出がありまして、高齢について今後耕作はできないだろうということで、返したいという申出があったので、貸付人に打診したところ、受け取りますよということで、金銭を伴わない返還で終わりました。

議長

分かりました。金銭を伴っていないということですので。ありがとうございました。

それでは、議案第1号につきまして何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては、報告案件ということでご了承いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番について、議案を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番について、譲渡し理由は労働力不足、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

番号2番の譲渡し理由は経営縮小、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

以上2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く、問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これらにつきまして何かご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

冒頭に、昨日の小委員会の報告なり、今事務局のほうからも話がありましたように、12月のところでもうほとんどの委員さんがこの関連する案件のところ、今後の作付等々いろいろご懸念があったかと思えますけど、今報告がありましたように、水稻の作付けに向かっていろいろ準備をしていることも確認できましたので、一つ安心材料かなというふうに思う次第でございます。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にご意見、ご質問等もないようですので、それでは議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

なお、この議題につきましては、議事参与の制限によりまして、横
関委員さんは退室していただきたいと思ひます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。

土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側
の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。合計といたしま
して19筆、1万5,682.25平米となっております。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各
要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、
農業委員会の承認を得ますと、3月22日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけれども、これにつきまして何かご意
見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、議案第3号につきまして承認することにご
異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないようございますので、議案第3号を承認といたしたい
と思ひます。

ありがとうございました。

議案のほうは以上になります。

続きまして、その他の報告につきまして事務局よりお願ひをいたし
たいと思ひます。

事務局長

事務局より8点ご報告させていただきます。

1点目は来月分の農地機構対策案件について、2点目は利用権設定
の更新通知について、3点目は令和5年度の活動記録簿及び能率給支
給要綱の改正について、4点目は令和4年12月決定分の農振除外申
請の報告について、5点目は令和5年度の最適化活動の目標の設定等
について、6点目は農地等の利用の最適化の推進に関する指針につい

て、7点目は地域計画に関するパンフレットについて、8点目は令和5年度農業委員会定例会開催予定についてです。

初めに、来月分の農地機構対策案件について、をお願いします。

事務局

A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております対策案は、3月27日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長

続きまして、利用権設定の更新通知についてをお願いします。

事務局

利用権設定の更新通知についてご説明いたします。

令和5年5月31日で利用権設定が終了する所有者及び借受人の方に、更新の案内通知書を送付しております。送付時点で機構との相談を行っている方には送付はしていません。

提出につきましては、4月21日金曜日でお願いしております。委員の皆様のところへ相談をしに行く方もおられるかと思いますが、その際には記入方法や提出期限等の説明をしていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長

続きまして、令和5年度活動記録簿及び能率給支給要綱の改正についてをお願いします。

事務局

次年度の活動記録簿と活動管理簿につきまして、例年3月の定例会にて配付しておりますが、2023年度の活動記録セットが3月20日に刊行されることから、農業会議から届き次第皆様に郵送いたします。これまでは、事務局にて印刷した用紙を使用していただきましたが、来年度につきましては、活動記録セットの切り取りができる様式を使用し、毎月の定例会にて、活動の有無にかかわらず、ご提出をよろしくお願いいたします。

参考に、活動記録セットの様式と記入例をお手元に配付しております。

また、国の交付金の制度が変わりまして、1人当たり月平均1日以上、年間12日以上活動をすることが交付金の対象要件となりました。月平均1日といいますが、10分でも活動していただいた場合でも1日とカウントすることができ、記入例にもありますように、ご自身の圃場まで道のりの農地を確認していただくだけでも実績として

記入することができます。委員の皆様の活動日数に応じて補助金額が増減することとなりますので、ぜひ活動にご協力していただきますようお願いいたします。

また、この制度変更に伴いまして、約3年前の委員の改選時にお配りしました多度津町農業委員会の委員等の能率給支給要綱の全部改正を行いましたので、またご一読ください。

最後に、今年度の活動記録簿と活動管理簿の集計を、交付金の実績報告等の都合上本日中に行いますので、2月と3月分の記録簿等についてまだ提出されてない方がいらっしゃいましたら、本日の定例会後に必ず提出をお願いいたします。

以上です。

事務局長 続きまして、令和4年12月決定分の農振除外申請の報告についてお願いします。

事務局 昨年12月の定例会にてご報告いたしました12月受付分の農振除外申請につきまして、1月25日より多度津町公告第3号にて縦覧を行いました。

この公告に対し、意見書が1件、異議申出が1件提出されました。異議申出の提出を受け、多度津町農業振興地域整備計画策定協議会を設置し、内容について審議を行うことといたします。

協議会では、異議申出の内容を精査し、除外申請が妥当であるかご審議いただく予定となっております。

以上です。

事務局長 続きまして、令和5年度最適化活動の目標の設定等についてお願いします。

事務局 こちらは、農業委員会の活動について、年度ごとの目標を設定するものとなっております、内容につきましては、農業委員会の了承を得た後、多度津町のホームページで公開される予定となっております。現在、香川県農政課と内容について協議を行っており、一部修正が生じる場合もございます。

令和5年度の目標の設定について、お手元に資料をお配りしておりますので、内容ご確認いただき、ご意見、ご質問等ございましたら事務局までお願いいたします。

以上です。

事務局長 続きまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてお願いします。

事務局 今年4月1日施行の改正農業委員会法により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、達成が努力義務から必須へと変わり、全ての農業委員会で作成を求められていることから、このたびお手元にお配りしております指針を作成いたしました。内容についてご確認いただき、ご意見、ご質問ございましたら、事務局までお願いいたします。

以上です。

事務局長 続きまして、地域計画に関するパンフレットについてお願いします。

事務局 こちらのパンフレットは、委員の皆様が地域の農業者や関係者からのご質問、話合いの場がございましたらご活用いただけるよう、農業会議より配布されたものです。各委員さんに4部ずつお配りしておりますので、ご活用のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

事務局長 続きまして、令和5年度農業委員会定例会開催予定についてお願いします。

事務局 お手元に令和5年度の農業委員会定例会の開催予定をお配りしております。ご確認いただきまして、ご出席のほうよろしくお願ひいたします。

また、今年度は委員改選の年となります。

すいません。続きまして、総会を7月20日木曜日に予定しております。こちらにつきましては、日程が近づき次第、改めてご案内のほうをいたしますので、よろしくお願ひいたします。

事務局長 事務局からは以上になります。

議長 ありがとうございます。

その他の報告ですけれども、たくさんありましたけども、これにつきまして何かご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

9番委員 2番目の農業振興地域整備計画、これは12月の分かな。定例会で報告のあったもの。

事務局 はい。12月のときに、その他報告で3件まとめて上げさせていただきました。このときに上げましたのは、南鴨で2番のところで、今治造船の関連会社がこちらのほうに倉庫、それと社員寮、事務所を造りたいということで農振除外の申請がありました。これに対して、意見書と異議申出の提出がありましたので、この内容の精査に少し時間をかけて対応していくことになっています。

- 9番委員 現在進行形か、この件は。
- 事務局 そうです。異議申出がありましたということで、今からそれについての審議をしていく。
- 9番委員 異議申出の内容について説明してほしいのだが。
- 事務局 異議申出の内容については、非公開となっています。
- 議長 そういうことなので、その点についてはご理解いただきたいと。
- 9番委員 初めてかな、異議申出というのは。
- 事務局 多度津でも初めてで、何か県内でも十何年前に1件あったぐらいと聞いています。
- 9番委員 大体分かった。はい、ありがとう。
- 議長 ほかに何か。
- (なし の声あり)
- 冒頭に言いましたように、たくさんの報告、さらには新しく様式というか、報告内容が変わったようなこともありますので、十分把握できないこともあろうかと思いますが、それらについて不明な点がありましたら、その都度事務局のほうへ問合せをしていただければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。
- ほかにございませんか。
- 9番委員 せっかくの機会なので地域計画のパンフレットについて詳しく聞かせてほしいのだが。
- 事務局 令和5年度から、従来の人・農地プランのほうから、地域計画ということで、名称の変更と内容の一部変更が加わります。今後、地域計画が移行するに伴いまして、地域の話合いを進めていってください、農地の集約化を推進してくださいということで国のほうから来ております。それに伴って、農業委員さんのお仕事として、地元の話合いの場を持っていただく機会をなるべく多くつくってほしいということで、それに向けて理解が進むようにということでパンフレットの配布となっております。
- 9番委員 それで、これ会長にお願いしたいのは、それを具体的に進めるように何かもっと空気が盛り上がるようにつくっていく方法はないかということ。
- 議長 私の現時点での個人的な意見になろうかと思いますが、あれは何年前に、今の委員さんの改選の前の委員さんの時点でアンケート調査をやりました。それを地図に落としとるとこまでは完了していると思っております。

事務局
議長

はい。

前回の任期のときに在籍されていた委員さんは記憶にあらうと思いますが、過去、大谷委員さんと私と、最初に四箇の青木地区が先行して最初にアンケートをし、内容を検討した翌年に、ほかの地域全てで調査を行い、5年後には農業者というか、農地を持つとる全ての人から今後どういうふうにやっていきたいか、人に預けるか、買いたいかというようなアンケート調査をした。それを基に、色分けして落とした地図をそれぞれ頂いて、そこまでは記憶があらうかと思います。そこから先、今後の目標計画を地図に落としていきなさいと。これは研修会等のときにいろいろ話を聞いているかと思いますが、この地域のこの辺は誰れさんが考察して、いわゆる固めるというか、集約していく聞いた記憶があらうかと思います。先月、西山委員さんのほうからも、国から話が出ていると聞かせていただいて、現実的にできる地域と、取り組みやすい地域というか、特に営農集団がある地域については、こういう品種を植えて、この地域は水系等の観点も含めてという考察をしているかと思いますが、それ以外の地域は、あくまで私個人の考えですが、なかなか今までそういう話をしていても、農地を交換してやっていくにしても、過去からいろんなご意見があつてなかなかまとまりがつかないという現状は確かにあります。

何が言いたいかという、取り留めのない話を言っているような形ですが、そこをクリアしていくにはどうしたらいいのか。今の時点では、私個人で言うと、近所の人とそんな話をしてもなかなか今の問題点から先に進むことができていないのが正直現状で、悩んでいるところなんです。

今、秋山委員さんのほうからありましたように、多度津町の農業委員会としては、具体的にそれをどういうふうな進め方をすればいいのかというご意見だと思いますが、いずれにしても前にとりかかるといふか、指針が出ているようなことに向かっていくためには、集落座談会という言葉がここには出ていますが、別に集落座談会であろうが、営農集団プラス、地域の集団に入っていない方々もおる地域もあらうかと思いますが、いずれにしても話合いの場をつくって、そこで今言う問題点なりメリット、デメリット等々の話合いをする必要があると、私個人の考えですが、ここから先に進まないと思っております。

ですから、そういう話合いの場を各地域でまず持って、さっきのアンケートももう5年も6年も前の話ですので、それから考え方が変わ

っている人もいますかと思しますので、とにかく話合いをして現状の考え方をお聞きしていかないことには進まないと思います。

その話合いの場に積極的に参加して下さいというふうに、これも冒頭で発言したと思いますけども、その場をつくるのが、農業委員会が主催としてするものか、町、県、JA、単独というか、そういった方々と一緒になって進めていく必要があると思っております。

9番委員

要は、会長が前に小委員会で発言したとおり、基本はそこにあると思う。国の政策がはっきり行政で行いなさいと、特に事務局がこういう方針でどうかと示された。その先を踏み込んで、何か活動ができないかと。それぞれの地域は大体分かる、会長が言われるように、空気感は分かる。東白方は多面的も中山間も実施しており、それなりにできているように見えるが、特に見立の場合には、もう限界集落に近いように毎年変化している。そこを何とか委員会にお願いしたい。それらの案件を酌み取っていただいて、本会で具体的に進めていってほしいという。

ただ、このまま国や県の言うとおりに、資料を配るなど、事務局は非常に考えてくれてことだが、委員会として活動に移して欲しい。

議長

結論が出ないことを繰り返し言うようで申し訳ないが、とにかく今までしてきた分次から次の段階に入っていく話で、結局その時点では、これも繰り返し言うようですけども、全員でなくても、地域の農業者、農地所有者が寄って進めていかなければ、組織、農業委員、推進委員さんもそうだし、農協だけでもだめだと思し、普及センターだけでも無理だろう。どこかの組織が単独で絵を描いてもどうにもならない、とにかくそのあたりを、そういう話合いをした後にそれをつくらなければいけない。まず話合いができる場を持つ必要があると思います。そこへ組織の人間が、農業委員、推進委員さんもそうだが、そこへ一緒に入っているいろんな話合いに参加をするというのがこの指針に出ている内容というか、順番としてはそこから行く必要があると思うのですけども。

5番委員

事務局のほうとしては、このことについてどういうふうなお考えを持っているのか。県、国のほうからどういった指針とか通達が来ているのか、その辺をお聞きしたいのですが。

事務局

一応産業課として、農林水産係を含めた多度津町としての対応というのを今やっています。県あるいは普及センターを含めて、地域計画ということで、国が定めたものに対して、来年度、令和5年度以降の

動き、スケジュール感、そういった聞き取りとかというのが今進んでいるような状況です。

具体的な内容というのはまだ決まってはいるのですが、令和6年に農業委員会としては農振地域の見直しがありますので、令和5年度に前段階として準備期間を設けています。令和5年中に一度全体調査を行おうとしている状況です。まずは意向調査を行った上で、地域別にまた話合いの場が必要かどうかということを見極めながら進めていこうかということまでは話はできています。

5番委員 ただ、このスケジュールをきちんと農業委員会と一緒にやっていくのがこの趣旨ですからね。相互の意思疎通をよくして、この場で発表できるような形にしながらやっていかないと、農業委員会だけでは多分難しいと思います。

事務局 大きな流れとしては、町が主体となってやりなさい、そこに農業委員会の意見を求めて、上乘せした上で大きな問題解決に向けて動きなさいというのが骨子となっていますので、年間のスケジュールあるいは10年後の動きを含めて、今つくっている資料またはご提示できるものを提示させていただくようにいたしますので。

5番委員 先ほど会長のほうが言いましたけど、三、四年前に実態調査をしたが、結局結果として、今の庁舎とか駅のそばで行ったが、見立とは環境が違います。結果として、どういう結果になったのかという報告がないのですよ、はっきり言って。出したままで。せっかく皆調査してきたが、調査した結果というのがこうなりましたと。それを今回考えてほしい。

事務局 このパンフレットのステップ2にあるような地図を作れ、というのもあります。こういうものでもご提示できるかなと思いますので。

5番委員 だから、農家の課題等も家が日の出町にあって、土地を見立のほうで耕作していたというのが実際にあるわけ、そういう人がやっぱり売りたいとかという、本人に聞いたのですが、結局そのままだったわね、去年はね。それで、後の結果というのはやっぱり知らせてほしいなという気はする。

事務局 また中間報告を含めて、ご報告の回数を増やすようにします。

5番委員 これ話を前に戻します、申し訳ないですけど。地域計画の話ですけど、これ実は、昨日とおととい、岡山の中四国で会がありまして、そのときにこの計画は、正直言って、農水省がつくったときの計画と今の時点ではかなり条件が変わってきているということなのですよ。

何が変わってきているかっていうことは、第一に、一つが、この地域計画、人・農地プランですけど、このとき策定したときには、今国がやっている新しい食料・農業・農村基本法の見直し——これは皆さんご存じですが——これを今具体的にやっているわけですけど、その中で一番議題に上がっていることは、農地法の改正、これも一つある。その中で、これからますます農地っていうのは流動化するであろうと。その中で、地域をいかにまとめるかということに基づいて、それと10年後の担い手をはっきりしとくということでこの案が立ち上げられたわけですけど、皆さんご存じのように、これは正直言って3年前からの計画ですよ。去年ぐらいからいろんな条件がかなり変わってきている。先ほどの委員会でもそうですけど、やっぱり思った以上に高齢化が進んでいる。さっきの解約でもそうですけど。じゃあ、10年後にこういうプランニングをつけて、10年計画を立ててそのとおりに遂行できるかどうかっていうのは、委員会の中でもかなり疑問視されています。

それともう一つ、我々の懐の内容も変わってきているということですよ。果たして、農地を集積して、まとまった農地を預かって、今までの経営でやっていけるかといったら、これまた非常に問題ができています。その中の一つに、資材の高騰があるわけですよ。じゃあ、農地をまとめて預かって、これをどのように利用して、今までどおり収益が上げられるかといったら、恐らく今まで以上に厳しくなってくると思う。もちろん収入が減ると維持ができなくなってくる、幾ら集落営農で、昨日も岡山のメガファームで180ヘクタール集めています。この地域計画で、約300平米あるのですが、これどうですかと言われても、もううちは受けないよと。計画自身を少し変更してくれないと、このまま国がやっているとおりでんどんどんどんやっていったって、プランはできていても、本当に受けてくれるかというところに疑問視が出てきたわけですよ。皆さんも同じだと思うのですよ。今の経営が恐らく順風満帆でいっている方は少ないと思う。その中で、また我々も規模拡大云々って、ここ今ありますけど、これだっただけで農地集積云々とあるけど、農地を集積して、果たして我々は農家経営をやっていけるかっていう話になる。そこらを踏まえてからプランニング。ただ、農地を集めりゃいいっていう問題ではないですよ。預かり手もないですよ。

3月3日にJA香川県の役員会と私どもの役員とも話し合いがあった

ので、そのときをお願いしたのは、今まで農協さんは部落座談会ってありましたよね。その中で、農協さんが人・農地プランの地域計画に参加するのだったら、皆さんにも言ったのですが、農協も積極的に参加してもらおう。県も普及所も市町も参加してもらおう。もちろん農地中間管理機構、ここらもやって、先ほどからあるように、農業委員会が主体にならずに、ワンチームをつくって、行政とJAさんと市町の再生協議会、それと主導権を誰が持つか、そういうようなチームを立ち上げてやっていって、国がそのプランニングを作れと、そこまで持っていくような、とにかく話合いができる場まで持っていくことにやっぱり力を注ぐべきではないかということで、先日、国の方にもお願いをしたわけです。

それで、これ正直言いまして、我々農業委員が、あなたのこの地区ですから全部まとめなさいっていても、農業委員だけでは無理ですよ。だから、やっぱり農協の力を借りる、市町の行政の力も借りる、農地バンクの力、中間管理機構の力を借りる。そういう形で、一度協議会というか、正直地域計画を立てるためにどのようにやったらいいかっていうプロジェクトチームとか、そういうのをつくって、前座の段階でどう進めていくかってスキームを決めてからやっていくのがいいじゃないですかってことをこの間お願いしたいです。

だから、今事務局が農業委員会主体でやっていくのだったらやっていく、農業委員会だけでやれないからやっぱり再生協議会のほうにも力を借りる。それなら、市町、普及所からも借りると、そういうような立案をしていただきたいと私は思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

また繰り返しになりますけども、とにかく農業委員会であろうがどこであろうが、1つの組織だけで音頭を取ってやれる話でもないし、ましてやいわゆる行政あたりのところが旗振って行って、そこに各委員さんが一緒になって入って行って、農業者と一緒にするとともに、話合いができる場、そこまですぐできるかどうか。

今、横関委員さんのお話がありましたように、今の環境の中でそれをやったとき、将来的なものも含めて、農業としてそれがいいのか悪いのか。

事務局

形としては、農業委員会がやるようになっています。

議長

私の理解は、農業委員会が主導してやれというふうには取っていない

です、これについては。

9 番委員 それでは駄目ではないか。大体、農業事業に関しては、農業委員、水利組合長などのトップが行わなければ。まあまあそれでそれぞれ視点が違うのは、立派なことを皆それぞれ見方によって発言されているし、話し合いの場もあるだろうが、そこで難しいところはまとめてほしい。まとめてほしいというのは、割に全体をとというよりは、個人的には私の担当地域をお願いしたい。耕作放棄地に対して何か町として助成ができないかというのを、1点だけお願いしている。

議長 今言われたように、見立地区に特化するわけでないですけど、見立地区でそういう会を持つような取組を行っていけばいいと思います。

9 番委員 今、国の政策も変わって再生事業、作業費がうんと下がって、それと町独自の耕作放棄地対策的なものを考えてほしい、農業委員会として取り上げてほしいということをお願いしたい。

5 番委員 耕作放棄地に対して、何か補助金はないですか。

事務局 町のほうで補助という形ではありませんが、草刈り等の管理するための補助であれば。

5 番委員 そういう単体ではなく、地域を対象としたものは。

9 番委員 実情を分かりやすく言うと、うちの地域は何が限界集落かというのと、以前は農業で収入を得る人が多かったが、今は自家消費分しかやっていないとか、規模が縮小してしまった。何か希望を持てるような、この先も農業を続けていく方法を考えていかないと。

議長 そこです、私が思うのは。その方法というのが、結局大きな目で見れば、今話しているような、想像できるようなことをみんなで相談して、ではこれでやってみようとなったときに、それで農業経営ができますかと。

5 番委員 それは、別物だよ。

議長 いやいや、私個人の意見ですが、やっぱり最終的にそれがなかったら、取組はそれこそ長続きしないと思いますけどね。その辺は、今から今日ここで結論出すわけでないので、順次国だけの指示に沿ってするわけでもないですけども、その地域ごとに合ったことが、本当に将来のことを思っているなら、当然前に向けて進んでいけばいいし、いろんな検討をした結果、それでは駄目だという話でまとまらなければ仕方がない話で。とにかくその作業は、みんな心がけて、できるところからでも構わない、さっき言うように、いろんな組織が歩調を合わせながらやっていくところからというふうに思っております。

事務局長

この話は、現在農業の存続を目指して、多度津町の人・農地プランを実施しています。それが、今度は集落の意向を受けて地図上に落としてみて、その地区の担い手さんとかに農地が集約できるように調整ができれば、そういう形の方向にしないよ、そのための素案、その地図について農業委員会を通じて、地域の話合いの中につくっていきませんか。その一番大元となる地図をまず農業委員会のほうでお願いしますっていうような形に私は受け取っています。

先ほど、多分皆さんが3年前地域の意向を聞いて、地図上に現状で今後の農業について、後継者がいないとか、もう担い手に預けたいとか、そういう意向調査がされたと思いますが、今後その部分をもう一つ先に進ませたようなことで目標を立てていきましょうと。それならば、エリア分けみたいな形であれば担い手さんとかでも今中間管理機構を通じて買い取る部分があると思いますが、やっぱり面的に集約できてないと経営の効率が悪くなってということで、国はそういう部分を面的に集約できるような目標をまず立てないよということで、ただそれが現状とは大きく乖離していることがあるかもしれませんが、まずは、多分皆さんも同じだと思いますが、今どのような状況で農地が集約されているか、ここの農地の方は今後どうされていくとか、地域全体でそういう情報共有、意識共有をされて、今後地域としてどういうふうを考えていくかという、今からそれをテーブルに上げて検討していきませんかというところからのスタートになると思います。

9番委員

それは事務局長の言うとおりの。

事務局長

だから、その話合いの場に農業委員さんとか推進委員さんについては、地区のところの話合いにぜひ積極的に参加いただいて、多分個々の意見はいろいろばらばらな意見が出ると思います。本当に秋山委員さんが言われるように、農業として今からもう跡取りもいないし、担い手といっても、もう扱ってもらえないとか、そういういろんな課題が出るとは思いますが、ただその課題をこの計画をつくってすぐ解消していくことにはならないと思います。ただ、やっぱり地域での問題点とか課題とかの意識共有から始めないと、このまま行くと個人個人が、ああ、もう駄目だなと思って、地域としてそういう話もできないという流れで、どんどん転用とか、売れるなら売ろうとか、そういう話になってもいけないので、まずは地域としては同じようにお話合いの中で、うちも跡を継いでくれる人がいないので誰かに借りてもら

いたとか、ここ多度津の場合、兼業農家さんとかという形で土地利用型の専業農家さんというのがもう本当に少ないので、その土地利用型の専業農家さんについても、他県と比べて、やっぱり香川県というのはもう基盤整備等もできてないので、1面の農地が小さいですね。あれが大きい農地であれば、やっぱりそれだけ作業効率が高くなって、ある程度の経営が成り立つのかもしれないのですが、どうしても香川県みたいな小規模な農地がたくさんある地域については、この計画についてはなかなか立てにくいところがありますが、やっぱり地域の中の話合いで何がしか干渉できるような形でもってまずは話合いをしていきましょうよというところだと思います。実際のところ、2年間で目標地図的なものは作る必要があるのですが、担い手に集約していきましょうよというような地区を、ここらあたりの農地がいいので、そういうエリアにしようとかといった話で、地域の中で合意形成ができたなら、ならこのエリアをそういう位置づけにしましょうかと。ただ、現状とは違いますよね。今後そういう形に担い手さんに集約する地域という形で、そのエリアで農業ができなくなった、誰か借りてくれないかなというようなときには、担い手さんを優先的にそちらに誘導していくとか、そういう形で進んでいく。

5 番委員
事務局長

国の想定としてはそれ。

もう国の言い方はそうなっています。ですが、国が言っている限り、計画と素案地図というのはやっぱり国のガイドラインとか、こういうものに沿った形ではつくる必要がありますが、個人的には、それよりも何よりも地域で話合いの場があって、どうしていくかなと皆さんが不安な部分を共有しながら、でもなかなか難しいなとか、でもみんな考えていく必要があるというところが大事かなと。それが、多度津の場合、地域にはよりますが、法人化とか任意集団とかという形で農地を守っていかうという機運が20年前ぐらいから、徐々にではありますけど、そう育ててきたところではありますけど、そういう組織の方についてもどんどん組織内での担い手不足とかと、そういう課題等もお聞きしていますので、そのあたりについてもやっぱりこういうところでの話合いの中で、法人に預けたらやっていけるという個人さんがおられても、やっぱり手が取れないから無理な現状があるとか、いろんな課題があると思います。だから、そういう話合いの場を設けていくのが、この計画をつくる上でのたたき台にはなろうかと思いますが、今後、町でも農林水産係とうちの事務局の担当で、国か

らはいろいろと説明があつて、こう進めていくとかありますが、具体的に進め方等を詰めていかないと、事務局としてもどうすればいいかと。その辺は皆さんとご相談をさせていただきながら進めさせていただけたらと。農業委員さんとか推進委員さんにこれを全部放り投げてつくってくださいというわけではないので。話合いの場には積極的にご参加いただいて、地域の中のお話を取りまとめていただけるような立場で、極端な話、いろんなお話が出るとは思います、その辺、県とか、町とか、水利のほうとか、円滑にできるような形で意見を吸い上げていただけたらなと思います。

9 番委員

それは、事務局長が言われるとおり。

それで、会長、分かりにくいので、例えの話を思い浮かべたので、ちょっと発言させてもらいます。

私が言うのは、見立地区に限っては、結局荒れてもうどうしようもない、見込みがないので、私も農業委員として、また水利組合長として、先を心配しているが、例えばヒマワリやレンゲや、その他景観作物について、その種代を出しますと。町から、委員会から、そこら辺はもう行政のほうで考えて、種代を出しますから、活用して耕作放棄地をなくしましょう。そういうふうにもできたらなと思っている。私は、農業の継続と比べるとレベルが低い、それでも一つ突っ込めば、その景観作物で中山間事業に乗れるかということを考えている。それを担当地区として会長並びに事務局長にお願いしたい。

議長

それについては、事務局のほうでいろいろな考えについて地域計画に含めて検討を行っていただければ。

私が冒頭から言っているのは、あくまでこのパンフレットで言うと、ステップ2まではできている。だから、何遍も言うように、次の話合いに持っていくときに、どういうやり方をして、どこに預けてやるのかという話をしている。これ私は見た記憶はありますが、まずアンケート調査はしましたよね、何回も言うが、古いか新しいかの議論は別として。それを地図に落としている。

事務局

令和5年度で再度アンケートをかけようかなとは思っています。

議長

そうであれば、前にした分はなかったことになるのか。

事務局

それも実施するとしたら、例えば前はこうだった、今回はこうでしたとかっていう比較もできるようになりますので。

議長

であれば、ここで文句を言ってもしかたないが、前回の、地図に落としか落としてないかの議論は別としてアンケートを取ったその後

何もしていないということなのか。

事務局 あれは人・農地プランの実質化に伴って、先進的に行ったものと聞いています。

議長 うん。結論から言うと、今こうやって立派なパンフレットが配られているが、同じことをやっていた。それならば、皆さんがあれだけ時間と労力をかけてアンケートまで取って、ここのステップ2にあるような地図に落とすのに可能なアンケートをしている、現に。それをそのままにしているのは、どうなのか。

5 番委員 いや、前回のやつは目的が違うから、そら仕方がないことだと思いますよ。地図に落とすというのは……。

議長 いや、大きな大枠の目的は一緒ですよ。

5 番委員 アンケートはしたけども、目標地図なんて作ったかっていう……。

1 3 番委員 いや、そこまで作ってない。

5 番委員 作ってないですよ、色分けの地図は。

議長 あのと、先の目標は、今こうやって言っているのも同じことですよ。それを、アンケートを取って、仮に地図に落とした、落としてないは別として、そこまでできるまでのことはしたが、そこから先は何も考えてなかった。そのままで何もしていないというのがどうなのかという話。

5 番委員 いや、弁護するわけじゃないけども、そういう目的でやっているかどうかで使い方が制限されますから。

1 3 番委員 以前の事務局での話だから、ここにいる人に言っても。

議長 いや、西山委員さん、あえて言わせてもらいますが、前の人であろうが、私たちもそうだが、先の目的は同じであるなら、人事異動があろうがなかろうが、きちんと引継ぎをしていかないと。

9 番委員 会長が言うとおりが、事業としては継続している。

事務局 その辺、今確認したのですが、前にアンケート調査を実施していただいたのは、ちょうど人・農地プランの実質化に向けてアンケート調査の結果を、これ最適化の中身になるのですが、農林水産係のほうに意向調査の内容をお渡しして、それをこういうデータの地図じゃなくて、張り合わせの地図にはなっていますが、その地図上に落として、それで話合いの場を持って決めていくというような動きで、その地図あるなしで言うと、実質化のときに地図は作ったのですが、今回国の農地台帳システムにそれぞれ、大字何の何番地についてはこういう意向がありますよというような回答が残っています。

2番職務代理者 この話に関しては、この会でどうこうなるようなものでもないので各自認識していただいて、今後に繋げていくということで。

議長 今、副会長から話があったように、これについては今からやらないといけないということはもう間違いないのですが、それに向かって、今さっき事務局からも話があったように、その都度、今回はこういうふうにやりましょう、今回はこうやりましょう、最終的にこの分に沿ったような、結論がどうなるかは別として、今日のところはここまでとして。

 そういうことでお時間を取りましたけども、最後のところであるようでしたら、また議論したいと思います。取りあえずは、予定している分だけ先に進めたいと思います。

 来月の予定について事務局からお願いします。

事務局 引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

 4月の小委員会は、19日水曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。当番委員は14番細川委員、推進委員は1番堀家委員にお願いしたいと思います。

 定例会は、20日木曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。署名委員は7番矢野委員、8番中村委員、9番秋山委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

 事務局からは以上です。

議長 それでは、今月の予定はこれで終わって、最後にいつもどおり、全体にわたってのご質問ご意見等をお聞きしますが何かありませんか。

 特にないようですので、今月の定例会はこれで終了といたします。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記